

改正法では、それぞれに「申込者が撤回する権利を留保したときは、この限りでない」旨が規定されている(523条1項、525条1項)。

- ② では、相手が承諾の期間を経過した後に「承諾」の手紙を投函した場合、申込者は申し込みの撤回ができるのか。

この点、承諾について発信主義の下では、相手が承諾の手紙を投函した段階で契約が成立していたので、申込の撤回ができないものとされていた。改正法では、526条1項は削除され、承諾についても到達主義となったので、申込者は相手からの手紙が届く前なら申込の撤回ができることになった。

- ③ なお、対話者間では、いつでも撤回ができ、また対話が継続している間に承諾の通知を受けなかった時は申込は効力を失うとされている。ただし、申込者が対話の終了後も申込の効力が失われぬ旨を表示したときは、この限りでない(525条3項)。

28. 定型約款

(1)取引の実情

保険に加入する時やインターネットでソフトをダウンロードする時など、個別に交渉して契約条件を決めることになじまない取引には、あらかじめ業者が定めた約款が利用されている。このような取引の実情から、新たに定型約款の規定が設けられた。

(2)定義

定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総称をいう。

(3)定型約款の「個別の条項」が契約の内容になるための条件(みなし合意)

①みなし合意の要件

約款は、定型的な取引を一律に処理するために欠かせない他方で、約款はほとんど読まれることがないのが実情で、無条件で契約の内容になるというのも行き過ぎである。

そこで、i 業者と顧客が、定型約款を契約の内容とする旨の合意をした時であり、ii 定型約款を準備した者(定型約款準備者)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示したときに、顧客は定型約款の「個別の条項」についても合意したものと看做される。

②不意打ち条項等の除外

定型約款は、相手を読んでいなくても契約の内容になってしまうため、「当社は契約違反があっても一切の責任を負いません」といったような不利な条項が入っている可能性がある。

そこで、改正法では「相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項であって、信義則に反して相手方の利益を一方的に害するような条項」については、合意をしなかったものとみなす旨の規定がされた。

(4)定型約款の内容の表示義務

① 定型約款準備者は、一定の期間内に相手方から請求があった場合、遅滞なく、相当な方法でその約款の内容を示すことが義務づけられた。

もっとも、定型約款準備者が既に相手方に対して約款を記載した書面を交付していた時は、この表示義務は発生しない(548条の3)。

② 定型約款準備者が定型取引合意の前に相手方からの表示請求を拒んだときは、「みなし合意」の規定は適用されない旨も規定された(ただし一時的な通信障害が発生した場合など正当な事由がある場合を除く)。

(5)定型約款の一方的な変更

通常の契約では、一方の当事者が勝手に契約内容を変更することができない。しかし、定型約款の場合、不特定多数の顧客から個別に変更の同意を取り付ける事は双方にとって過大な負担となる。そこで、次に挙げる場合には、定期約款の変更が認められる。①定型約款の変更が、相手方の一般的な利益に適合するとき②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ合理的なものであるとき

なお、定型約款準備者は、定型約款を変更する場合、変更の効力発生時期を定め、かつインターネットの利用等により変更を周知させる義務がある。特に、

②の規定による定型約款の変更については、変更の効力発生時期までに周知を行わなければ、変更の効力が生じないとされている(548条の4)。

29. 第三者のためにする契約

- (前) 第三者の権利が発生した後は、当事者はその権利を変更したり消滅させたりすることはできない。
- (後) 債務者が第三者に履行しない場合でも、契約の相手方は、第三者の承諾を得なければ解除することができない(538条)。

30. 売買

(1)改正法の考え

- ① 売主の瑕疵担保責任の法的性質は、物の瑕疵・権利の瑕疵のいずれについても債務不履行責任の特則と位置づけられることになった。
- ② 物の瑕疵についても「瑕疵」という文言は用いられなくなり、「引き渡された目的物が種類・品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」(562条1項)と規定されることになった。
- ③ 瑕疵の「隠れた」要件や買主の善意の要件は削除された。
- ④ 目的物の数量不足も「物」の契約不適合に分類されることになった(562条1項)。

(2)買主の追完請求権

買主は、目的物の品質などに契約不適合があった場合や移転された権利に契約不適合があった場合には、売主の帰責事由の有無にかかわらず、売主に対して追完請求権を行使することができる(562条1項、565条)。